

公布された条例のあらまし

◇奈良県手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の額の新設

次の手数料の額の新設を行うこととした。

ア 大麻草採取栽培者免許申請手数料 六、七〇〇円

イ 大麻草採取栽培者登録変更手数料 三、二〇〇円

ウ 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料 三、二〇〇円

2 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行することとした。ただし、(2)の一部は、公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

1 事業税等の特例措置の対象の拡大

(1) 事業税等の課税免除及び不均一課税の対象となる減価償却資産の取得価額の合計額について、特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額に加え、特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産の取得価額も対象とすることとした。

(2) 特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設の用に供する一定の減価償却資産に対して課する不動産取得税及び固定資産税の課税免除及び不均一課税をすることができるとした。

2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行し、令和六年四月十九日から適用することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部を改正する条例

1 実践オーベルジュ棟の宿泊室の使用料の改定

(1) 実践オーベルジュ棟の宿泊室の使用料の額を次のとおり改定することとした。

ア スイートルーム 五六、〇〇〇円 ↓ 七七、六〇〇円

イ ツインルーム 二三、四〇〇円 ↓ 三一、八〇〇円

(2) 特定日（十二月二十七日から翌年一月六日までの日その他近傍同種の宿泊施設の宿泊料金その他の事情を勘案し規則で定める日をいう。）に宿泊室を使用する場合の使用料は、(1)に定める金額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とすることとした。

2 施行期日等

(1) 令和七年四月一日から施行することとした。ただし、(2)は、公布の日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。